

「簡易専用水道」書類検査用調査票

記入例

前回検査日 R6年4月15日

調査票作成日 R7年4月10日

調査票記入者兼
問合せ先及び検
査実施希望月

調査票提出日を記載

前回と同月の場合は二重線

検査実施月
○前回検査と同月
○他()月

TEL

1. 施設概要 (前回調査票ご提出時の内容を印刷しています。変更がありましたら訂正をお願いいたします)

受検給水施設 (建築物名等)	名称	埼玉(株)高砂ビル 埼玉(株)高砂ビル 本館		※施設番号	○○○○○○○		
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂〇丁目〇-〇					
主用途	事務所	竣工年月	平成4年10月		延床面積	3,405.11 m ²	
階数	地上	8	階	地下	0	階	
	平均利用者数	120 人/日					
建築物環境衛生 管理技術者名	環境太郎				免状交付番号(第	00000000 号)	
給水方法	圧送方式		受水槽数	2		高置水槽数	2
受水槽 全容量	20.3 m ³		受水槽 有効容量	11.8 m ³		滅菌装置使用	あり、運転中
受水槽と防火設備との共用	なし		防錆剤使用	あり、リン酸塩系薬剤適時注入			
受水槽				高置水槽			
(1)				(1)			
形状	告示型		設置場所	屋内床置		形状	告示型
材質	FRPパネル		施錠位置	マンホール		材質	FRPパネル
(2)				(2)			
形状	告示型		設置場所	屋内床置		形状	告示型
材質	FRPパネル		施錠位置	マンホール		材質	FRPパネル
形状			設置場所			形状	
材質			施錠位置			材質	
材質 FRPパネル・鉄筋コンクリート・鋼板パネル・鋼板一体型・FRP一体型・ステンレス・ポリエチレン・木製等				設置場所 屋外地下・屋外半地下・屋外地上・屋内地下・屋内半地下・屋内床置・屋外地下床置・屋上高置・屋上高架・屋上塔屋内高置・屋上塔屋内高架・屋外高架塔・屋外高架塔屋内・屋外塔屋躯体・屋上高置受水槽等			
材質			施錠位置			材質	
形状			設置場所			形状	
材質			施錠位置			材質	

(注)形状：昭和50年建設省告示第1597号及び昭和57年建設省告示第1674号の規定に基づき設置されたものを「告示型」その他を「非告示型」とし、どちらかを記入してください。

2. 日常管理状況

記録の名称	記録の有無	実施日	実施者(委託会社名等)					
掃除の記録	有り	2024/2/25	委託会社名					
水質検査の記録(23項目)	有り	2024/7/25	委託会社名					
水質検査の記録(16項目)	有り	2025/1/10	委託会社名					
水質検査の記録(11項目)	有り	2025/1/20	委託会社名					
記録の名称	記録の有無	実施頻度	記録の名称	記録の有無	実施頻度	記録の名称	記録の有無	実施頻度
水槽の点検	有り	週1回	給水栓水質点検	有り	週1回	残留塩素測定	有り	週1回

参考データ：前回受検時に直近清掃実施日として令和〇〇年〇〇月〇〇日とご報告いただいています。

(注)・上記欄に書ききれない場合は、上記の項目を満たした別紙を添付してください。
・建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、帳簿に記載されている給水の管理の状況についてご記入ください。
・記入に当たっては、建築物環境衛生管理技術者の意見を聞いて、ご記入ください。
・提出する帳簿のうち、記録類は上記「2. 日常管理状況」の記載内容を証明する記録(直近の1年間分)です。
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。必ずコピーを提出してください。

<送付・問合せ先>

国土交通大臣・環境大臣登録簡易専用水道 検査機関 登録番号21号 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 上水道本部 水道検査課
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11 直通電話：048-649-5115 FAX：048-649-5077

「簡易専用水道」書類検査用調査票（2・3/4）

3. 施設及びその管理の状況に関する検査
調査実施日 R 7 年 4 月 10 日
※調査は、記入日よりさかのぼり、おおむね1ヶ月以内の状況とし、実施日を必ず記載してください。
但し、この調査票に基づく検査は原則前回同月実施とさせていただきます(他月希望の場合は1枚目に希望月をご記入下さい)

事 項 検 査	判定基準	判定									
		受水槽					高置水槽				
			1	2				1	2		
水槽の 状態 周囲の	点検、清掃、修理などに支障のない空間が確保されていること。	1	○	○				31	○	○	
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	○	○				32	○	○	
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	○	×				33	○	○	
水槽 本体の 状態	点検、清掃、修理などに支障のない形状であること。	4	○	○				34	○	○	
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	○	○				35	○	○	
	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。	6	○	○				36	○	○	
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	7	○	○				37	○	○	
水槽 上部の 状態	水槽上部に水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	○	○				38	○	○	
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	○	○				39	○	○	
	水槽の上床盤の上部には水を汚染する恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	○	○				40	○	○	
水槽 内部の 状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	○	○				41	○	○	
	清掃が定期的に行なわれていることが明らかであること。	12	○	○				42	○	○	
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	○	○				43	○	○	
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	○	○				44	○	○	
	流入口と流出口が近接していないこと。	15	○	○				45	○	○	
ホー ルの マン ホール の状態	水中及び水面に異常な浮遊物が認められないこと。	16	○	○				46	○	○	
	ふたが防水密閉型であって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	○	○				47	○	○	
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	○	○				48	○	○	
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	○	○				49	○	○	
フ 水槽 の 管 の 状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	○	○				50	○	○	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	21	○	○				51	○	○	
	防虫網の網目の大きさは虫などの侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	○	○				52	○	○	
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23	○	○				53	○	○	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	24	○	○				54	○	○	

事 項 検 査	判定基準	判定									
		受水槽					高置水槽				
			1	2				1	2		
水槽の 状態 通気管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。	25	○	○				55	○	○	
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	26	○	○				56	○	○	
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27	○	○				57	○	○	
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28	○	○				58	○	○	
管 槽の 状態 水抜	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	29	○	○				59	○	○	
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	30	○	○				60	○	○	
給 水 管 等 の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。								61	○	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。								62	○	

4. 給水栓における水質の検査

検査 事項	判定基準	水質測定結果(給水栓で測定。なお高置水槽が複数ある場合は、各水槽ごとの給水栓で測定)					判定	
臭気	異常な臭気が認められないこと。	○	○				63	○
味	異常な味が認められないこと。	○	○				64	○
色	異常な色が認められないこと。	○	○				65	○
色度	五度以下であること。	○	○				66	○
濁度	二度以下であること。	○	○				67	○
残留 塩素	検出されること。	0.2mg/l	0.3mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	68	○

5. 書類の整理などに関する検査

検査 事項	判定基準	判定	
書類 保存 の 整 理 状 況 及 び	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	69	○
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	70	○
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	71	○
	水槽点検の書類が整理保存されていること。	72	○
	給水栓における水質検査の記録が整理保存されていること。	73	○

(注)

- 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、給水管理状況について調査結果をご記入ください。
- 各判定欄には適合:○、不適合:×、該当無し:斜線をご記入ください。
- 「3. 施設及びその管理の状況に関する検査」の各項目については、水槽ごとにご記入ください。
(但し「給水管等の状態」の記入方法は下記のとおりとなります)
- 「給水管等の状態」については、「4. 給水栓における水質の検査」の各項目のいずれかで判定基準に不適合となり、不適合原因が不明のときに必要に応じて調査を実施し、その結果をご記入ください。
- 「4. 給水栓における水質の検査」は調査当日の測定値をご記入ください。
- ご記入に当たっては、建築物環境衛生管理技術者の意見を聞いてご記入ください。